


 NPO
CCFHS

NPO法人

食科協ニュースレター 第215号

目次

【食科協の活動状況】 2021年5月～2021年6月の主な活動(先月報告以降) 【第19回食科協総会を終えて】	NPO法人 食品保健科学情報交流協議会 理事長 馬場 良雄	2-7
【2021年度第1回理事会及び第19回総会報告】	NPO法人 食品保健科学情報交流協議会 事務局長 北村 忠夫	
【行政情報】 今月はお休みです	NPO法人 食品保健科学情報交流協議会 顧問 森田 邦雄	
【改正食品衛生の全面施行前夜から】	NPO法人 食品保健科学情報交流協議会 事務局長 北村 忠夫	7-10

※URLをクリックしても該当の記事には飛ばないことがあります。その場合はURLをコピーペーストして移動してください。

令和 3年6月25日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麵連会館2階 TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-Mail NPO2002-fhsinfo@ccfhs.or.jp

【食科協の活動状況】

1. 2021年5月～2021年6月の主な活動

- 5月21日 ニュースレター214号を発行。
- 5月21日 かわら版289号・かわら版ニュース&トピックス138号を発行。
- 5月25日 かわら版ニュース&トピックス139号を発行。
- 5月25日 研修会zoom招待メール発信。
- 5月28日 研修会質問締め切り。
- 5月28日 かわら版290号・かわら版ニュース&トピックス140号を発行。
- 6月01日 かわら版ニュース&トピックス141号を発行。
- 6月02日 第一回理事会
- 6月02日 総会・会員研修会
- 6月04日 かわら版291号・かわら版ニュース&トピックス142号を発行。
- 6月08日 かわら版ニュース&トピックス143号を発行。
- 6月11日 かわら版292号・かわら版ニュース&トピックス144号を発行。
- 6月15日 かわら版ニュース&トピックス145号を発行。
- 6月18日 かわら版293号・かわら版ニュース&トピックス146号を発行。
- 6月22日 かわら版ニュース&トピックス147号を発行。
- 6月22日 ニュースレター214号を発行。

【第19回食科協総会を終えて】

NPO 法人 食品保健科学情報交流協議会
理事長 馬場 良雄

令和3年度の第19回NPO法人食科協総会を終えて一言ご挨拶申し上げます。

今年度の総会は6月2日に開催し、令和2年度活動報告、令和3年度事業計画等につきご承認いただきました。昨年度の総会に続き、今回の総会も新型コロナウイルス感染リスク抑制の観点で、会員の皆様の書面による総会とし、理事、監事、運営委員の数名参加にて議事進行いたしました。総会開催にあたりましては会員の皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。今回は会員研修会をZOOMにて開催いたしましたので、研修会に先立ち、要約のみをZOOMにて報告させて頂き、詳細はニュースレターにて報告させて頂きます。活動結果及び今年度活動計画につきましては議案書に目を通して頂きますようお願い申し上げます。執行部の体制につきましては、理事1名の退任監事1名の交代と新しい理事2名の選任を頂きました。理事長としては4年目も引き続き務めさせていただくこととなりましたが、改めまして会員の皆様に役立つ情報発信、研修会等の開催に努めて参りたいと思います。

新型コロナ感染対応にかかわる方々への敬意

最初に、長引く新型コロナウイルス感染対応にご尽力されている医療従事者の皆様に心からの敬意を表します。また、感染者の濃厚接触者調査、病院手配、電話相談などご苦労頂いている行政関係の方々に対して敬意を表します。昨年来、飲食店関係の事業者の方々にとりましては、営業制限、休業要請などにより、大変なご苦労をされている事と思いますが、心からお見舞い申し上げます。また、全ての食品関連事業者(食にかかわるすべてのサプライ

チェーン)の方々の、新型コロナ感染拡大警戒の下での「食品の安全、安心、安定供給」に継続してご努力されてきたことに敬意を表します。

新型コロナ感染拡大に伴う業務活動の変化と課題、学ぶべきこと、修正すべきこと

約1年半に及ぶ新型コロナ感染抑制への対応の中、事業者、会社員、一般家庭においても様々な対応、変化がありました。この間に経験し、学習したことをコロナ禍収束後においても生かしていくことが望めます。その一つとして、テレワーク、WEBによる会議が多く採用されるようになりました。食科協においても昨年11月にWEB主体のセミナー開催など可能な対応を図りコロナ禍でも少しでも有益な情報発信ができるよう務めて参りました。WEBによる会議は、自分自身の経験からも、短期的には特別弊害もなく、時間節約を含め効果的、効率的なものであると思います。新型コロナ禍収束後もこのような仕事の進め方は広がるものと思います。

しかし一方で、WEBの会議では、一堂に会した会議とは異なる何か不足しているものがあるように感じています。例えば質疑応答時の細かなニュアンスの伝わり方、議題の流れの中での小さな疑問点の確認などがEWB会議では不足しがちで、会議の合意形成の不足が残りやすいように思います。また、会議前後の会話による意思疎通が不足する事も起こりやすいように思います。英語の通訳をコンピューター通訳機で通訳しているような感じかもしれません。このようなことは、平時の我々の活動の中でも見られることではないでしょうか。2018年の食品衛生法改正を受け、厚生労働省は政令改正を実施し、通知、説明会も実施されています。改正法令、政令を読み内容的には理解できたとしても実際の場面ではその解釈が受ける側の人によって違うものがよくあります。食科協では、行政による法令改正の目的をしっかりと理解し、その解釈が正しく伝わる様情報発信、セミナー開催を行ってきており、今後とも会員の皆様に役立つ活動をしていきたいと思っております。

情報の正しい入手と理解

「情報」を正しく入手し、正しく理解する事の重要性については全ての事柄に共通する事ですが、6月2日に開催した新型コロナウイルスを中心とした会員研修会において、野田先生が最初に強調されたこともこの事であったことは印象に残るものでした。すべての情報が正しいとは限らない。間違っていたり、不正確な情報がマスコミ、SNSなどで拡大増幅する間に情報が意図的、非意図的に変化する事もあり、そのような情報で世論形成されてしまう事もある。この事は常に心に留めておく必要があると思っております。

野田先生の講義からから2点 衛生管理の基本の徹底

野田先生の講演内容については別途情報提供いたしますが、食品衛生の観点から2点触れておきたいと思っております。

1点目は昨年のインフルエンザやノロウイルス食中毒発生が非常に少なかったとの事に関してです。これは新型コロナウイルス感染対策として連日のように報道される、うがい、手洗い、マスク着用等が多くの市民に定着し、食品事業者も従来以上に衛生管理の徹底を図ったことが要因として推定されます。しかし、最近ノロウイルス食中毒が発生し始めているとの事です。最近の人出のニュースを見ていると昨年4月の緊急事態宣言当時と比べ人出が多くなっているとの事です。人出が多いのみならず、何となく「慣れ」てしまい「緊張感が薄れ」衛生的手洗いなどが疎かになり始めていることが危惧されます。

2点目は「新型コロナウイルスに感染したとしてもそのことに罪はない。しかし日常生活において、感染防御すべく指導されている項目に反する行動をしたとすればそのことに罪は

ある」との言葉です。この事も新型コロナ感染防御だけでなく、食品衛生の基本として心にとどめておく必要があると思います。

NPO 食科協 20周年を迎えるにあたって

NPO 食科協は来年 20 周年を迎えます。平成 25 年 6 月には 10 周年記念事業を開催しております。新型コロナ感染の収束状況も見極めながら検討を進めて参りたいと計画しております。新型コロナ感染の経験も踏まえ、「NPO 食科協コミットメント」も新たに発信し、会員の皆様に活用いただける情報発信に努めたいと思います。

おわりに、ホームページの刷新と活用

限られた予算の中ではありますが、一昨年会員のご厚志でいただいた寄付金を活用させて頂きホームページを刷新し、4月1日から公開しております。今迄実施してきましたニュースレターやかわら版と共にホームページも活用し、会員の皆様に活用しやすくなるよう努めると共に、会員以外の方にも閲覧して頂き新規会員になって頂けることも期待しております。

ワクチン接種が進む中、東京オリンピック・パラリンピックも開催するという強い意志が表明されておりますが、第5波の感染拡大が生じないことを心から願い、ウイズコロナ時代にあるべき活動スタイルを考え、行動してきたいと思います。皆様のご健勝、ご活躍を祈念し、NPO 食科協へのご指導ご鞭撻をお願いし挨拶とさせていただきます。

【2021 年度第 1 回理事会及び第 19 回総会報告】

NPO 法人 食品保健科学情報交流協議会
事務局長 北村 忠夫

NPO 法人食科協では、昨年に続き理事長発文書でお知らせいたしました「新型コロナウイルス感染症への 2021(令和 3)年度の対応について」のとおり、今年においても第 1 回理事会及び総会については、昨年同様、資料の送付と同時に FAX 及び電子媒体メールによる議決権行使を行うこととされました。

これに基づき、6月2日に開催されました第 1 回理事会及び 19 年度総会の報告を下記のとおりさせていただきます。

なお、総会資料の発送に際し、第 3 号議案役員改選について及び第 4 号議案、創立 20 周年記念企業についての議案書について説明のないまま白紙を送付いたしました不手際をお詫び申し上げます。理事会及び総会への提出議案をする評議員会のような組織が NPO 法人食科協には無いため、4月の常任理事・運営委員合同会議に手続きが間に合わず、5月の会議を待たざるを得なかったもので、皆様のご理解頂けますようお願いいたします。

記

1 2021 年度第 1 回理事会の開催結果について

2021 年 6 月 2 日 11 時 15 分から一般財団法人日本科学技術連盟本部において、理事会参加者を、馬場理事長、渡邊専務理事、小暮理事、榎元徹也理事、中川監事、及び事務局（北村運営委員、飯塚運営委員）に限定して開催し、総会審議事項に対する最終的な確認を行いました。

第1回理事会の成立を確認するため、予め「議決権行使書/委任状」の集計を理事2名（小暮理事、榎元理事）立会いのもと、事務局員が行いました。

総会議案について、立会理事が確認済みとのことで、中川監事から監査報告がされ、その後の採決において満場一致で承認されました。

なお、NPO法人食科協の令和3年5月1日現在の理事数は11名であり、理事数の過半数以上の出席で理事会が成立することとなることとされています。

集計結果：議決権行使者11名、委任状提出者0名、合計11名

2 NPO法人食科協の第18回（2020年度）総会の開催結果について

先に理事長発文書でお知らせいたしました「新型コロナウイルス感染症への2021（令和3）年度の対応について」のとおり、昨年度に続き本年も総会資料の郵送とともに電子媒体メールにより送付を行うこととされました。

総会資料及び議決権行使書/委任状を送付し、総会は代表による会議の開催とし、FAX又はEメールの返信による議決権行使書等による投票にもとづく採決とすることとしました。

総会は、2021年6月2日11時30分から一般財団法人日本科学技術連盟本部において、理事会に引き続き、参加者を、馬場理事長、渡邊専務理事、小暮理事、榎元理事、伊藤澄夫氏、伊井宏氏、村松寿代氏、中川監事及び事務局（北村運営委員、飯塚運営委員）に限定して開催したのでその結果を報告します。

第19回総会の成立を確認するための、予め「議決権行使書/委任状」の集計を参加者2名（榎元理事、伊藤氏）立会いのもと、事務局員が行いました。NPO法人食科協の令和3年5月1日現在の会員数は105名であり、定款第26条により正会員数の過半数以上の出席で総会が成立することになるとされています。

また、総会の議決は定款第27条第2項により、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによるとされています。

集計結果

議決権行使者68名、委任状提出者0名、合計68名であり、総会は成立した。

総会の経過

- ・開会挨拶 渡邊専務理事
- ・理事長挨拶 馬場理事長

今年度も、昨年度の総会と同様に新型コロナウイルスの影響でこのような形で総会を開く事となりました。

昨日、6月1日から改正食品衛生法が全面施行されました。このような社会情勢において、食品事業者や食品衛生監視員の皆様がどのように対応するかなどについて支援いたします。

来年度に、NPO法人食科協は20周年を迎えるにあたり、WEBやホームページ等による情報提供をしてきましたが十分とは言えなかったため、NPO法人食科協の本来の役

割である十分なコミュニケーションができるよう努めてまいります。

- 議事録署名人の選出 伊東澄夫氏、榎元哲也氏
- 議事は、あらかじめ各会員に送付した総会提出議案に基づき、渡邊専務理事からの概要説明をもとに審議した。

議題1 2020年度事業報告（案）及び収支決算報告（案）について

渡邊専務理事から議題の内容について、以下の説明をした。

新型コロナウイルス感染症に対する基本方針「新型コロナウイルス感染症への対応について」発信してこれに従い活動した。

第一回理事会及び総会は、議決をFAXより求め実施し、会員研修会については中止したが、WEB方式による会議、講演会ができるよう整備し、改正食衛法関係講演会を実施できた。あわせて、ホームページの見直しをすることができた。

通常の講演会等事業ができず、収支バランスが悪かった。

決算 収入	3,745,886 円
支出	2,422,044 円
収支差額	1,323,842 円

中川監事から監査報告がされ、問題・指摘事項はありませんでした。

質疑の後、第18回総会議案の採決報告（別添資料）のとおり賛成全員であり、承認された。

議題2 2021年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

渡邊専務理事から議題について、以下の説明をした。

昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響があるところから今年度の基本方針を見直した。

今年度は6月1日に改正食品衛生法の全面施行がされるので、コロナ禍ではあるが、食品事業者や食品衛生監視員を支援することとした。

今年度創立20年を迎え、来年度に20周年記念事業を開催することとした。食科協コミットメントの見直しをすることとした。

今年度も事業が制限されそうであるが収入を工夫したい

予算 収入	3,488,860 円
支出	2,211,080 円
次期繰越	1,277,780 円

質疑の後、第19回総会議案の採決報告（別添資料）のとおり賛成全員であり、承認された。

議題3 役員改選について

渡邊専務理事から議題について、以下の説明をした。

日比野光一理事及び久保忠直監事から退任の申し出があり、この補充及び理事1名の増員を求めるものであること。

理事については、大道公秀氏及び加地祥文氏の両氏を候補に、監事については小俣勇氏を候補に推薦する。

質疑の後、第19回総会議案の採決報告（別添資料）のとおり賛成67名、反対1名であり、承認された。

議題4 創立20周年記念事業について

渡邊専務理事から議題について、以下の説明をした。

記念事業は、2022年6月頃に実施することとして準備をする。

ワクチンの効果や新たな知見に基づく新型コロナウイルスの流行の状況の変化を見ながら、年度内に社会状況を考慮し判断する。

実行委員会を設置し、その構成については、専務理事を中心に、実行委員会を設置し、第2回理事会を目途に概要を定める。

運営経費については、2022年度予算において対応する。

質疑の後、第19回総会議案の採決報告（別添資料）のとおり賛成67名、反対1名であり、承認された。

報告事項 器具・容器包装に関する意見書の提出について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（牛乳等の容器包装等に関する規格基準の改正）に関する意見について

厚生労働省医薬・生活衛生部食品基準審査課宛て

令和3年5月8日送付

以上をもって、第19回総会を終了しました。

総会の結果については、総会当日午後開催された会員研修会前の時間を利用して、渡邊専務理事からWEBによる報告を行いました。

理事会及び総会について、事後において、時間が短くてもそれぞれをWEB方式によるオープンなものとするべきであるとの意見があり、次回からそのようにすることとして準備することといたします。

以上
事務局 北村忠夫

【改正食品衛生の全面施行前夜から】

NPO 法人 食品保健科学情報交流協議会
事務局長 北村 忠夫

食品衛生法は、「食品衛生法等の一部を改正する法律（令和30年6月13日法律第46号）」として、「と畜場法」その他の法律改正とともに公布されたものです。改正食品衛生法は、平成31年4月1日に「広域食中毒に対する広域連携」を施行し、令和2年6月の一部施行を経て、令和3年6月1日から全面施行されました。

令和2年当初から新型コロナウイルス感染症が地球規模で広がりパンデミックとなり現在も終息を見ないままとなっている。改正食品衛生法についてはこの間に令和2年6月施行を経て、6月1日を迎え全面施行となりました。国はこれに合わせ、これまで公布された政省令等の関連通知等に基づき運用することを求めています。

この間、たとえコロナ禍であっても、食生活は継続され、その安全確保することは当然のこととして、コロナ下における食の安全確保に注意を喚起するとともに、改正食品衛生法施行のための食品事業者等に対する施行期日に関する再延期や猶予期間設が新たに設定するような話はありませんでした。

食品事業者にも新型コロナウイルス感染症の影響は極めて大きなものでした。個々の事業者への影響は、その拡がりとともにフードサプライチェーンが切断されるということもありました。その中で、飲食店がテイクアウトやデリバリーによる営業をするなど、状況に合わせた営業のスタイルを模索し、それまでに経験のなかったものを作り出し、販売するというよう状況が、日々マスコミの話題とされています。

今年度になってから、改正食品衛生法の全面施行を意識したと思われる質問の内容に変化が見られました。これまでは、HACCPがらみのものが多くありました。自分は小規模営業者に該当するか。HACCPの考え方を取り入れた衛生管理をするのか。どの団体が作成した衛生管理計画の手引書を選べばよいか。などが食科協にも各自治体（特に保健所）にも多くありました。しかし、全面施行を控えて、改正食品衛生法についての確認内容がより具体的に変わってきました。

そのいくつかについて、情報提供をさせていただきます。

食品衛生申請等システムの利用について

行政に対する質問の中で、行政が意外と説明を要している項目になるそうです。

ある程度以上に大きな事業所にとって、IDとパスワードの取得は、ひとつのID・パスワードの取得で様々な行政サービスが得られるところから、導入を希望する事業者は多いのですが、事業所ごとや地域ごとという複数の取得ができないため、広域企業からは複数に登録できないのではメリットが少ないので、登録を保留してよいかとか、変更は可能かという問い合わせがあるなど、その対応を改めて検討しているとのこと。

また、PCによるアクセスについては、操作の問題があり代理入力を依頼されることがあり、自治体では依頼があればしてくれるそうです。しかし、代理申請してその活用が円滑に

できるのか保健所等ではその問い合わせが増えることを心配しているとのこと。

また、一部には、自らの営業が許可なのか、届出なのか、どの業種なのかなど、改正法全体の説明が十分に行き届いてないケースもあり、保健所として、システム運用以前の説明を求められていることもあるようです。

営業許可業種の見直しについて（許可業種・届出業種・届出対象外）

業種の見直しについて、自らがどの営業の業種に該当するかについての確認が求められることが多いとのこと。これについては、一般的には、法の趣旨を説明することにより理解を得られているが、新たな許可業種について、歓迎するグループと、なじみのなさに戸惑うグループに分かれているようでありました。

特に届出業種について、2種類の質問があります。旧法で許可業種であった業者が納得する一方、同業の業者からは規制がなくなることや組合関係その他について不公平だとの意見が寄せられています。これまで、対象とならなかった業者からは、あまり情報が伝わらず「何故だ。」などとの質問が寄せられているところもあります。

また、取引先から届出ではなく「これまでとおり許可を取って欲しい。」旨の要望にどう対応するかとの質問が当該事業者にとっては悩ましいことであるといわれています。

さらに、コロナ禍において、テイクアウトや異業種に該当する営業を行っている場合に、事業者も保健所も営業優先で処理した場合、社会が安定した時に問題とならないか心配している事例が業種の面や、施設基準の面から、相談があり、戸惑いがみられている。

例えば、飲食店が弁当を製造・販売しても異論はないが、「ステーキの飲食店で仕入れができるところから食肉を販売している。」また、「居酒屋において魚を捌くことができることから魚介類を販売する。」などの苦情が寄せられている。そのほか、これまで食品を扱った経験のない事業者が食品を製造販売するような事例がテレビ等でもはやされているが、保健所はそのようなところを回るような情報も余裕もないのではないかと思います。

この改正により、菓子製造関係の事業者には、自社営業として菓子製造をし、自社店舗にて販売するとともに作業所を設けて袋詰めし、卸をしている事業者が店舗にて包装済み菓子を販売している事例がある。この場合には、営業許可、届出対象と、届出対象外のすべてにおいて関連する事業があり、社内的に届け出対象と届出対象外を整理できない事例があり取り敢えず何か後で指摘されないように届け出だけするような話を聞きます。

さらに、自治体の条例関係は旧法との関係で制定されているため、多くの場面で新法との整合を図ることが困難となっていることから、許可業種・届出業種・届出対象外について現場で整理されていなく不公平との苦情等もあるようです。

HACCPについては、極端な2つの話題がある。

既に、中小企業でありながらいわゆるC o d e x HACCPの民間認証を得たところ取引先から、企業努力を認めるので海外への輸出をするためにISOやFSSCの民間認証は国際標準となっているのでチャレンジしないかといわれているがどうしたらよいか。

当面、輸出を考えていないと断ったら、後で、リモート会議の席上やる気がないといわれた

ので認証に向けてチャレンジしているが、本当に必要ですかと聞かれた行政側では経営上の問題ですと答えるしかない話として、聞かされました。

これと同様な話で、コロナ禍において経営に不安を抱える中で、HACCPは今それが優先事項ですかと、問いかけられて、「法律です。」としか答えられなかったとのこと。

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」について、厚生労働省は「保健所の食品衛生監視員による監視指導は、各業界団体が策定し、厚生労働省が内容を確認した手引書をもとに行っているとされていますが、保健所に聞いたらすべての業種に精通していないので、質問をされてもすぐ答えられないとか、そのまま自社のものとすればよいとか、の返事で、Q&Aの趣旨とはずれているように感じます。また、HACCPのコンサルタントは全部作ってあげますよといわれるが、保健所などではHACCPは自主管理であるからそれは的確ではないと指導されるが、実効性のあるアドバイスはいただけません。

食品事業者の方からの「手引書の内容をそのまま実施するとの、厚生労働省のQ&Aに違和感がある。」との相談を受け、いつの間にか、行政も食品事業者もHACCPの制度化が衛生管理計画の策定をすることに主眼を置きだしているとの意見交換をしました。

私共では、まず「作成に迷ったら、手引書の内容を参考に衛生管理計画を作成し、実施すること。」と自ら考えとし「もし、改善する必要があったならば、修正すればよいとする、PDCAサイクルの考え方を学んで欲しい。」とアドバイスしているところです。食品関係事業者等の皆様方におかれては時間をかけても、計画策定をしてそれを確実に継続的な運営ができるようよう支援したいと思っています。

全面施行されたが、準備が遅れているなどと思ったら

コロナ禍において、改正食品衛生法全面施行日が過ぎても対応が総体的に遅れていると思われるとのこと。この状況で、また法改正の意義から遅れていることで嚴重な対応がされるとは思えません。いまさらですが、もし、準備が遅れていると思うならば、まず、優先的に対応すべき事項を明確にして、どの項目が遅れているか認識するとともに、目標を定めましょう。「食品衛生申請等システムの利用を含めた営業に関すること。」の確認がこれからの事業展開の中で優先することとしてお勧めしております。

これらについては、全面施行に合わせ厚生労働省から、5月31日及び6月1日に関係の通知等が発信されていますので、ご確認ください。Q&Aについては、当面の対応として重要ですが、時点修正がありますので、今後においてもQ&Aは通知されますが、常に最新のものを確認するようお願いいたします。

NPO法人食科協は、今年度も食品事業者の皆様、食品衛生監視員の皆様に支援してまいりたいと思っています。

ご相談いただければ、必要に応じて関係機関等とも連携を図りながら、ともに考えさせていただくこととしております。

以上

NPO法人食科協運営委員長 北村忠夫